

全 建 労 発 第 1 号
平 成 2 1 年 4 月 1 日

各都道府県建設業協会会長 殿

社団法人 全国建設業協会
会 長 淺 沼 健 一
(公印省略)

雇用調整助成金にかかる支給要件の見直しについて

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省職業安定局建設・港湾対策室長より標記見直しの周知依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対し別紙の雇用調整助成金等の支給要件見直しについてご周知いただきますようお願い申し上げます。

以 上

職建港発第 0317001 号
平成 21 年 3 月 17 日

(社)全国建設業協会 会長 殿

厚生労働省職業安定局
建設・港湾対策室長

雇用調整助成金等に係る支給要件の見直しについて（周知依頼）

職業安定行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の制度概要等については、「雇用調整助成金等の拡充及び離職者住居支援給付金の創設について」（平成 21 年 3 月 3 日付け職建港発第 0303001 号）により周知広報を図っていただきますようお願い申し上げたところですが、雇用調整助成金等に係る支給要件の一部について、平成 21 年 3 月 13 日付けで下記のとおり見直しが行われたところですので、その内容について御了知いただくとともに、貴団体傘下の事業主あて周知広報を図っていただきますようお願い申し上げます。

記

1 時間外労働等と休業等の相殺の廃止

事業活動の縮小を余儀なくされ、休業又は教育訓練（以下「休業等」という。）を行う事業主が、休業等を実施する一方で時間外労働及び休日の労働（以下「時間外労働等」という。）が行われることは一般的には考えられないことから、原則として、当該休業等を行った時間数と時間外労働等を行った時間数を相殺すること（以下「時間外労働等相殺」という。）としていたところであり、建設業・港湾運送業については、時間外労働の突発的な発生等の業務の特殊性にも十分配慮しつつ、できる限り柔軟に対応していくこととしていたところであるが、今般、諸般の事情に鑑み、時間外労働等相殺を廃止することとする。

2 教育訓練の判断基準の明確化

(1) 取扱変更のアウトライン

助成対象となる教育訓練として、職業に関連する知識、技能若しくは技術の習得又は向上を目的とするもの、又は当該企業にとって今後の生産性向上につながると認められるものであれば、次の①から⑤までに掲げるものを除き、幅広く認めるこ

ととする。

- ①当該企業において通常教育カリキュラムに位置づけられているもの。
(例)入社時研修、新任管理職研修、中堅職員研修
- ②法令で義務づけられているもの。
(例)安全衛生法関係(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条、第60条に該当するものに限る。)
- ③転職や再就職の準備のためのもの。
- ④当該教育訓練科目、職種等の内容に関する知識又は技能、実務経験、経歴を有する指導員又は講師(資格の有無は問わない。)により行われるものでないもの。
- ⑤講師が不在であり、かつビデオやDVD等を視聴するもの。

(2) 関係事項

①助成対象

上記2の(1)の①により、フォークリフトやクレーン等の技能講習等についても、当該企業において通常教育カリキュラムに位置づけられていない限り、助成対象となる教育訓練に含まれる。

また、通常教育カリキュラムに位置づけられているものであっても、通常行われる教育訓練の実施期間を超える場合の超えた部分又は対象者が異なる部分については、事業主による疎明書の提出を条件に、教育訓練として助成対象となる。

②事業所内訓練のケース

事業所内で実施する教育訓練の場合、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区分して行われるものに限ることとしているが、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別されない場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、助成対象となる。

イ 当該教育訓練による生産品又は役務が通常の生産活動と異なる場合

ロ イに該当しない場合であり、かつ、当該受講者が通常就労している生産ライン以外の生産ライン等において実施される場合

3 施行時期

判定基礎期間の末日が平成21年3月13日以降である休業等及び出向開始日が平成21年3月13日以降である出向に適用することとする。

(※ 制度の詳細については、最寄りの都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。)